

JASS 9 張り石工事標準仕様書改定の趣旨

—2009 年改定版—

1. これまでの経緯

当工事に関する日本建築学会の標準仕様書の刊行は、1960 年 11 月に制定された「JASS 9 石工事」にまで遡る。その後、改定は滞っていたが、その間に石工事の趨勢は、石材を積み上げる組積工事から薄く加工した石材を躯体に取り付ける工法へと変貌を遂げていたことから、工法の変遷を踏まえて 17 年後の 1987 年 8 月に第 2 版が刊行された。その時、工事の実態を表わす名称として現在まで継続する「JASS 9 張り石工事」に改称された。その後は、日本経済の飛躍的發展に伴い、張り石工事をめぐる材料・工法の変化は著しく、各種データの無い石材の輸入や熟練技能工の技術・経験を生かすことの出来ない工法の登場なども相まって、張り石工事全般の秩序を再構成する必要性が高まった。

1991 年には、改定小委員会が設置され、1980 年代に発展を遂げていた外壁乾式工法を特記条項から標準工法に格上げし、耐震性に乏しい帯とろ工法に換えて内壁空積工法を標準工法に採用するなど、一連の大改定を進めた。仕様書の体裁としては斬新な設計時の考え方の整理、すなわち、性能確保の方策にまで踏み込んだ記述を加え、また、工法ごとに施工手順を詳細に記述するなど、従来の枠をはみ出した仕様書作成が進められた。これは、本仕様書が適正な張り石工事の先導役を担うべきとの考えによるものであった。第 3 版は、5 年の歳月を要して 1996 年 10 月に刊行された。

第 4 版となる今回の改定は、2006 年 4 月に小委員会を設置し、着手から刊行に至るまで都合 19 回の小委員会と 2 回の工事見学会の実施を経てまとめた。

2. 改定の趣旨

第 4 版は、第 3 版の刊行から 10 年を経過してはいるものの、第 3 版で標準に規定した材料や工法が定着していることから、基本的に第 3 版の全般的な見直しと位置付けた。

大きな見直しは、本会で進める「標準仕様書における性能の記述方法」を反映し、第 3 版で先んじて採用した「張り石設計時の考え方」を、第 4 版では節を新たに起こして「目標性能」としてまとめ直したことであった。標準仕様書に性能を記述するスタイルは未だ確立していないことから、ここでは設計者がその「仕様によって実現を期待する性能の内容」を施工者に明確に伝達するとの趣旨で記述した。

一方、改定で取り上げる事の出来なかった事項として、石材を鋼製軸組下地へ取り付ける工法がある。内外壁ともに実施例の増加が見られる。しかしながら、鋼製軸組下地は張り石工事の範囲外であるとともに、工事ごとに仕様が設定されるために、標準としての記述が困難であった。標準とするには、今後、張り石下地としての鋼製軸組の設計法を確立しなければならない。

3. 主な改定事項

1節 総 則

定義の統一が必要な用例や新たに副資材に加えた項目を用語に追加した。

2節 目標性能

前述のとおり、構成を組み替えたうえで、大幅な加筆を加えてまとめ直した。張り石工事において、目標性能を「仕様によって実現を期待する性能の内容」として10項目に整理し、それぞれの項目の性能のレベルと検証方法を示した。

3節 工事共通事項

各工法に共通の、工事の計画、管理、実施に関して見直し、各工法に重複記述が生じないように、構成を組み替えて記述した。また、新たに、環境に対する留意事項をまとめた。

4節 材 料

石材に石灰岩を、副資材に浸透性吸水防止材と補修材を新たに加えた。解説には仕様書のみならず参考書としても役立つ記述を加え、一方、過剰な説明は削除して頁数の適正化を図った。

5節 外壁湿式工法

外壁湿式工法の適用例は急減したが、根石や幅木の取付けに用いる場合があり、引き続き外壁工法の一つとして記述を見直して残した。

6節 外壁乾式工法

前回の改定以降も外壁乾式工法は発展を遂げてきており、この10年間の技術の変遷を踏まえ、内容を全面的に更新した。この工法の生命線は石材をファスナーにより固定することであり、とくに解説ではファスナーの機能や取付け手順の必須項目を詳述した。

7節 石先付けプレキャストコンクリート工法

工法に大きな変化は無かったが、外壁乾式工法と同様に、技術の発展を踏まえて書き改めた。

8節 内壁空積工法

前回の改定で記載された内壁乾式工法は、実施例がほとんど無くなったことから削除した。そのため、内壁の張り石工事は空積工法に限定されることとなった。しかしながら、吹抜け空間のような適用範囲を超える部位への張り石に対処する必要があることから、空積工法の解説に鉄骨下地と専用の取付け金物を用いた工法を示した。

9節 内部・外部 床・階段湿式工法

10節 特殊部位の張り石工法

11節 テラゾ・擬石の張り石工法

いずれも工法にも大きな変化は無かったが、新たな本文構成に合わせて内容を見直した。

付録 試験方法

金属材料の引張試験方法は、JISに準じるために掲載不要と判断して削除した。一方、石材の曲げ試験および石材と金物との接合部の耐力に係わる試験方法は、石材や金物の選定や仕様の決定に必須であることから記述内容を見直し、解説を充実して示した。

2009年1月

日本建築学会

序

本会は、去る大正 12 年に建築施工技術の向上を図るため、委員会を設けて、仕様書の標準化に着手致しました。以来昭和 16 年までの間に、建築主体工事に関しては 16 の標準仕様書が作られ逐次会誌をもって発表されたのであります。その間においても技術の進歩、材料の変遷等に即して、改正が企てられましたが、当時緊迫化を辿りつつあった内外の諸情勢は、それを果さしめないまま遂に終戦を迎えたので、仕様書の改正を断念し、委員会も廃止して終ったのであります。

終戦後の混乱無秩序は、応急需要と相俟って、低劣な質の建築生産がなされて、真の建築復興の将来は実に暗澹たるものであります。しかるに進駐軍施設の建築需要が盛んになるに及んで、否応なしに海外技術の移入が行なわれるようになって、これが戦時中に低下したわが建築技術の回復に多大の刺戟を与えたことは事実として認めない訳には行かなかったのであります。昭和 24 年頃からは、国力も稍回復を見せたので、従って建築物の質的改善の要請が起って参り、翌 25 年 5 月には、建築基準法が制定実施に移されて質の向上が法的にも要求されるようになりました。

それに先だって、いわゆるビルブームの兆が現われ始めましたが、25 年 2 月建築制限がほとんど廃止されてからは、永らく抑制下にあったビル建築が一斉に勃興したので、これに対処するためにも、施工技術の高度化が要求されるに至ったのであります。そればかりでなく、わが国が戦争のために空白にした 10 年間と、この間の海外における建築技術の著しい進歩に鑑みても、当然施工技術の合理的改善を行わなければならない情勢にあったのであります。即ち経済性を基調に、移入技術の応用、わが国における研究成果の活用等によって、簡易化・機械化を図ることが当面の重要な課題となって来たのであります。

本会においては、これらの重要性を考慮し、昭和 26 年 5 月には、標準仕様書の全面的更改と材料規格の調査を目的とする「材料施工規準委員会」を設け、広く建築界各層の技術者および設備技術者等約 230 名を委員に御依頼して発足願ったのであります。

幸に委員長始め委員各位の熱誠なる御努力が実を結び、逐次発表を見るに至りましたことは建築界のためにも、誠に欣ばしいことであります。この仕様書が一段階となって、今後益々施工技術の進歩改善が期待される点は決して尠くないと信じます。

本会においても、本事業が建築界に大きな期待をもたれていることを察知致しまして、28 年度事業としてこの仕様書による講習会を全国的に催し、速かな普及に資することに致しました。そのため解説の執筆など委員各位の御多忙を知りつつも相当御無理を願った点多くあることを恐縮に存じております。

本書の刊行に当りまして、委員各位の御尽力はさることながら、これを御支援御協力せられました会員初め官民各方面の職場に対しましては深甚な謝意を表しますとともに、この仕様書の普及実行に一層の御協力をたまわらんことを望んで己まない次第であります。

昭和 28 年 11 月

日本建築学会

「建築工事標準仕様書」(JASS)の発刊に際して

標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります。

先ず、その根本的方針としては、技術の進歩に即応し、新材料の利用、規格の尊重、新決定用語の採用によって、時代に適合し、しかも飛躍に過ぎることのない様、官庁と謂わず、民間と謂わず、建築界全体を通じて使用し得られる仕様書の決定版を得ようとするところに、目標を置いたのであります。

この仕様書を成るべく短期間にまとめたく思ったためと、また専門中の専門知識を動員するために、調査委員会の構成は、細分科制を採り、14の分科会を設け、独り建築主体工事に限らず機械、電気などの設備工事をも含めた33章に亘る工事別仕様書の調査執筆に着手したのであります。

審議の方法は、前記14の分科会の外に、主査も参加する運用調整委員会を設け、分科会で作られた夫々の原案を更に運用調整委員会にかけて、精粗・軽重などについての分科会相互間の均衡を考え、総合的に検討を加え、その結果を、広く建築界の輿論に問うため、会誌に発表するほか、全支部を始め全国に亘り65ヶ所の連絡機関を設けて、忌憚のない御意見を求めたのであります。それ等の結果は、再びこれを委員会に戻して、再検討を行ない、斯くして得た最終案を、本決定に運ぶような方法をとったのであります。

幸に委員各位には公私共に御多忙であるにも拘らず、全く献身的な努力を傾けられまして、御蔭をもって、昨27年8月号の会誌から逐次原案を発表することができたのであります。本書に載せた仕様書は上記の方法によって得た最終本決定の一部であります。

未だ全部の完成には到りませんが、一応成果をあげたものをもって学会が講習会を全国的に開かれることになったため、原案作成委員の方々に重ねてその解説の執筆を煩わしました。時間の関係もあって、それは執筆委員各自の責任において書かれたものであります。これによって、細目についての制定の意図、内容などが正しく御理解願えることと思ひます。本委員会としては、将来仕様書の完璧を期するために、実施上の御経験などを御申越戴いて、改善に改善を重ねる考えでありますから、今後とも格別の御協力を御願ひ致したいのであります。

なお、委員長を助けられて、非常な御尽力を払われた委員各位を始め資料の御提供に、あるいは連絡機関として成案に対しても貴重な御意見を御寄せ下さった全支部及び官公庁、建築事務所、建築業者等の方々に対し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会 材料施工規準委員会

委員長 下 元 連

建築工事標準仕様書制定の趣旨と執筆方針

- (1) 日本建築学会は、建築工事標準仕様書を制定し社会に対して刊行する。この仕様書は、JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、工事種別毎に章名をつけた番号を付する。
- (2) 日本建築学会が建築工事標準仕様書を刊行する目的は、建築物の施工（一部設備等の製作・施工を含む）に際して、要求目標の設定やそれを具体化する技術的手段に関する標準モデルを示すことにより、わが国で造られる建築物の品質水準の確保、使用材料・構（工）法の標準化に資することにある。それによって発注者・設計者・監理者・施工者が、標準技術の内容に関して共有することが期待される。
- (3) 建築工事標準仕様書の直接の用途は、設計者が具体的建築工事の仕様書を作成する際に参考とすることにある。しかし設計者以外の監理者、施工者、メーカー、発注者に対する教育・啓発に使用されることも期待される。
- (4) 建築工事標準仕様書の本文は、工事請負契約図書を構成する設計図書の一部として使用・引用できるものとする。
- (5) 建築工事標準仕様書は、中立性を保ちながら合理的・経済的な技術水準を示すものとする。また、その内容は会員間に広く合意を持って受け入れられるものとする。
- (6) 建築工事標準仕様書は、技術に関する研究の進展、使用材料・構（工）法に進歩などを反映するものとし、もって本会の活動成果を社会に還元するのに役立たせる。したがって、仕様書は必要に応じて改定するものとする。
- (7) 建築工事標準仕様書は、実際の建築物に適用することを前提にしている以上、法令に適合するものとする。また、公的な諸規格をできる限り引用するものとする。
- (8) 建築工事標準仕様書は、異なる工事種別間で整合のとれた体系を保つことを原則とする。
- (9) 建築工事標準仕様書の本文に対する解説を別途付する。解説は、教育・啓発に役立つものとする。

2001年11月

日本建築学会 材料施工委員会

日本建築学会建築工事標準仕様書 制定調査方針

(目 的)

1. 建築の質的向上と合理化を図るための適切な施工標準を作ることを目的とし、次の点を考慮して標準仕様書を体系づけた。
 - a. 建築設計を拘束したり、統制したりしないが、統一して差支えない程度のものはなるべく一定するように努めた。しかしそのため、施工技術の最低限度を割らないよう注意した。
 - b. 施工技術の専門細分化が近来特に甚しい傾向にあるので建築技術者を始め多数の専門家の密接な協力を得て、各専門分野の技術の有機的な繋りを保つと同時にそれ等専門技術の建築技術への浸透を仕様書を通じて図ることにした。
 - c. 技術に関する研究の進展、材料の進歩等に即応し、検討を経て成果を得たものは、なるべく速かに仕様書に織り込み、研究とその成果の活用とを直結して技術に進歩性をもたせた。

(用 途)

2. 広く各方面の意見を徴して、官公庁、民間を問わず中央と地方とに拘らず各種構造の建物のいずれにも適応できるものとした。

(規格、計量、法令)

3. 度量衡はメートル法を主とし、その他の計量が慣用されているものについては、括弧内に併記した。
4. 日本工業規格 (JIS)、日本標準規格 (JES)、その他の規格にあるものは規格を用い、公定規格のないもので特に業界規格等を必要とするものについては、こだわらずに採用して、それ等との調整と活用とを図った。なお場合によっては、暫定的に日本建築学会規格をも作った。
5. 建築基準法その他法令に関係ある事項は、法令に定められたところと背馳しないようにした。

(体裁、略称)

6. 建築工事における一般的かつ共通的なものについて記述し、特殊な材料、工法、寸法ならびに工法その他が数種類あるものはこれを羅列し、各工事毎に特記仕様書を附加してこれに設計者が所要の事項を記入することにした。
7. この仕様書は JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、章名の番号と併記して用語の簡明化を図った。

「建築工事標準仕様書 (JASS)」は学術、技術の進歩、材料の改善に即応せしめて、絶えず改訂を行おうとするものであるから、本仕様書を使用した経験による御意見を本会に御寄せ願ひ、その完璧を期すことに特に御協力願ひたい。

初版制定時の序

——JASS 9 石工事およびその解説について——

日本建築学会材料施工規準委員会では、建築工事の合理化と質的向上とを目途に、官民を問わずあらゆる場合に共通の建築工事標準仕様書（JASS）制定のため、昭和 26 年以来調査研究がつづけられ、既に各種工事の JASS が発表されている。

石工事の仕様書は、この JASS の章編成の中で、第 9 章に当るので JASS 9 と称している。この原案の調査作成は、材料施工規準委員会第 5 分科会が担当し、昭和 30 年 8 月号の建築雑誌にその案を発表し、仕様書連絡機関（学会各支部、各官庁、建築設計事務所、建設会社等に常時 JASS 案の検討を依頼している）をはじめ各方面から寄せられた意見は謙虚に反覆検討した。この石工事の JASS 本文は、昭和 31 年 11 月に公表した。その後引続いて解説書の執筆を進めていたのである。

この解説は一応執筆委員の責任において、本文の審議中特に問題となった点に重点をおき、逐条解説したものである。

従来石工事の仕様は、明確を欠く点が多く施工の段階において、しばしば困惑する場合もあったので、できるだけ内容を懇切に分解記述するように努めたつもりである。

この JASS 9 と解説とによって、適正な石工事の施工が広く普及することを念願する次第である。

昭和 35 年 11 月

材料施工規準委員会第 5 分科会

JASS 9 張り石工事標準仕様書改定の趣旨

——昭和 62 年改定版——

石工事に関する建築工事標準仕様書は、昭和 35 年に JASS 9「石工事」として制定され、これがそのまま現在に至っている。

この間の建築における石工事の変化は著しく、かつては主流であった組積工事がほとんどなくなり、薄くひいた石を表面の仕上げとして取り付ける工法が、一般的となっている。また仕上げの種類や方法も以前とは非常に異なってきている。

昭和 35 年の初版制定時にもその「はしがき」にすでに「うす板加工による張石工事などにも移行しつつあり……」と見られるように、変りつつあったわけであるが、アメリカのある書物に「1900 年までは建築の歴史といえ、建築における石のストーリーが大半を占めていた。石は構造材料だけでなく、外部・内部の仕上げ材料・床材料であり、多くの場合屋根材料でもあった。……しかし今日では、石はほとんどの場合、建物の外部・内部の表面仕上げ材料として使用されている。」(Materials for Architecture, C. Hornbostel, Reinhold) とあるように、この傾向は世界的なことである。

特に最近わが国では、仕上げ材としての石の厚さが非常に薄くなってきている。一方、取付け工法も裏込めモルタルを充てんしない新しい工法が出現している。これらは乾式工法と呼ばれているが、この工法は未だ標準化するまでに至っていない。

このような実状を踏まえて、昭和 55 年に材料施工委員会の第 9 分科会内に石工事小委員会を設けて、標準仕様書の改定に着手した。以来、慎重に審議を重ねてまとめた原案は、昭和 57 年 12 月に材料施工委員会で JASS 9 (張り石工事) と名称をかえることで了承された。その後、さらに用語の統一や全体の調整を図り、JASS 9 (張り石工事) (案) として建築雑誌 (Vol.98, No.1212) 昭和 58 年 10 月号に掲載した。以後その解説作成にかかり、今回ようやく脱稿の運びとなったものである。

なお、積み石工事については、JASS 7 の第 5 節を参照されたい。

昭和 62 年 8 月

日本建築学会

JASS 9 張り石工事標準仕様書改定の趣旨

——1996年改定版——

石工事の仕様書は1960年に制定された。その序に「従来、石工事の仕様は明確を欠く点が多く、施工の段階においてしばしば困惑する場合もあったので、できるだけ内容を懇切に分解記述するように努めた」とある。石工事は伝統的工法の要素が強く、その後しばらくの間は改定されなかったが、その間に石工事を取り巻く環境が大きく変化し、これを受けて1987年に改定された。その際にも、制定当初の考え方が反映された。

その後、石工事をめぐる材料・工法の変化は加速した。石種・銘柄および副資材は多岐にわたり、石材加工の技能工不足・機械化が進行し、新しい加工方法も採用されている。また、施工においても技能工不足解消・合理化への要望が高まって、外壁工法では湿式工法に代わり乾式工法あるいは石先付けプレキャストコンクリート工法が、内壁工法では帯とろ工法に代わり空積工法が主流となっている。前の改定版では乾式工法は特記、空積工法は解説として記述されていたが、現在はこれらの工法が一般化している。

これらの状況から、さらに改定が必要であると考え、本改定を行うこととなった。本改定版は1991年に設置された小委員会で、材料・工法の現況把握に始まる見直し作業を進め、細部にわたる検討を行い、材料施工委員会の審議および複数の委員による査読を経て、このたび出版の運びとなった。本改定版は、現在、主に実施されている工法を主体に全面的に記述を書き改めた。また、張り石の性能確保に関わる設計の考え方や施工の詳細な手順のように、本来、工事仕様書には不向きな内容にまで踏み込み記述を加えた箇所がある。これは適正な石工事を導く役目を本仕様書に負わせたい事情が依然として存在するためである。

今回の主な改定の要点と趣旨は次のとおりである。

1. 仕様書全般を通じての改定点

- 1) 従来の仕様書は石材の種別ごとに節を組み、それぞれに適用範囲、材料および工法を記述していた。本改定では内容の重複を極力避け、留意すべき事項を順序立てて詳細に示すために、工法の種類をあげ、適用範囲、使用材料および施工に分けて記述した。
- 2) 外壁乾式工法では品質確保のための基本要件の項を設け、設計時の考え方を整理して示した。
- 3) 帯とろ工法は近時の採用例がほとんどなく、代わって空積工法が実施されている。また、帯とろ工法は耐震性確保が難しく、現実に兵庫県南部地震では最も損傷の多い張り石工法であった。これらのことから対象工法から除いた。
- 4) シーリング材、石裏面処理材、裏打ち処理材などの石工事に用いる副資材に関し、詳述した。
- 5) 昨今、鋼製軸組を下地とする張り石も行われているが、実施例ごとに検討すべき事項のウエイトが高く、標準的工法からは除いた。

2. 各節ごとの改定点

1 節 総 則

用語を見直し、最近多く用いられている用語を追加した。

2 節 材 料

適用石材として砂岩を加え、最近用いられている石種を物性値とともに示し、性能確保の考え方、望ましい適用部位を示した。また、石材表面加工方法として、使用例が増してきたブラストとウォータージェットを加えた。テラゾは取付け工法の変遷に伴って、これまで打ち込まれていた引き金物受けが用いられなくなったことを示した。

各工法に用いる金物の形状・寸法・材質などを詳述した。さらに、石裏面処理材、裏打ち処理材およびシーリング材を新たに加え、種類、選定上の留意点などを記述した。

3 節 共 通 事 項

はじめに工法と適用部位の組合せを示し、各工法に共通する、石材の割付け、目地の設置標準、準備作業、下地の確認、施工中の管理、養生、および清掃について記述した。

4 節 外壁湿式工法

本工法はいわゆる総とろ工法で、ほとんど適用されなくなった。低層屋、根石の取付けなどに用いられていること、また、石張りの原点といえる工法であり、書き改めて残した。

5 節 外壁乾式工法

外壁乾式工法は現在、外壁石張りの主流になっているが、反面、これまでに標準となる規準あるいは仕様書類が必ずしも整備されていなかったため、耐震性などの点で問題となることがあった。本仕様書ではダブルファスナー形式の固定方法を標準として、外力に対する適正な設計の考え方、各施工段階における留意事項を述べた。

6 節 石先付けプレキャストコンクリート工法

石先付けプレキャストコンクリート工法は信頼性の高い石張り工法として、高層建物外壁に広く用いられている。したがって適正な工法を実現するための留意点などについて記述を充実させた。その際、JASS 14 カーテンウォール工事との重複を避けるよう留意した。

7 節 内壁空積工法

本工法は内壁石張りにおいて、従来の帯とろ工法に代わる工法として広く用いられている。しかし、適正な施工が行われない場合は、望ましい石張り面を得ることができないために、本工法に関する留意事項を新たに記述した。

8 節 内壁乾式工法

本節を新設したが、基本的には5節に準ずる。

9 節 テラゾ・擬石の壁張り

従来、テラゾ・擬石は独自の方法で取り付けられていたが、最近では、天然石に準ずる方法が採用されている旨と施工時の留意点を示した。

10 節 床・階段工事

従前のJASSでは床・階段の石張りについてはごく一部の記述に止まったが、本改定では所要性能を満たすための考え方、施工上の留意点をまとめて単独の節として記述した。

11 節 特殊部位の石張り

建物内外の壁および床の標準的部分の設計・施工上の留意点については、各工法で記述した。張り石工事においてはアーチ・上げ裏、笠木・甲板などの特殊な部位、浴室など適用箇所の条件が特殊な場合、あるいは、自立壁として用いる隔て板などでは、特に留意すべき事項がある。

したがって、これらの部位、用途を単独の節にとり出して、材料、工法および納まりなどに関する留意事項を記述した。

12 節 検 査

節に格上げし、製品検査と取付け検査に分けて記述した。

付録 試験方法

石材は天然材料であり、極端に言えば、使用するたびに物性が異なる。したがって、本仕様書は主要物性の確認を前提にしている。それらの物性確認のための試験方法をここに示した。

1996年10月

日本建築学会

JASS 9 張り石工事

目 次

	本文	解説
	ページ	ページ
1節 総 則		
1.1 適用範囲	1	35
1.2 用語の定義	1	36
2節 目標性能		
2.1 基本事項	3	38
2.2 目標性能の内容	4	39
2.3 目標性能のレベルおよび性能の検証方法	4	40
3節 工事共通事項		
3.1 工事の計画	7	57
3.2 工事の管理	7	59
3.3 工事の実施	7	60
3.4 環境に対する留意事項	10	66
4節 材 料		
4.1 石 材	10	67
4.2 テラゾ・擬石	12	86
4.3 副 資 材	13	92
5節 外壁湿式工法		
5.1 適用範囲	15	106
5.2 使用材料	16	106
5.3 下 地	16	108
5.4 施 工	16	108
5.5 検 査	17	117

6節	外壁乾式工法	
6.1	適用範囲	18.....118
6.2	使用材料	18.....118
6.3	下地	18.....124
6.4	施工	19.....126
6.5	検査	19.....130
7節	石先付けプレキャストコンクリート工法	
7.1	適用範囲	19.....131
7.2	使用材料	20.....132
7.3	施工	20.....135
7.4	検査	21.....142
8節	内壁空積工法	
8.1	適用範囲	21.....143
8.2	使用材料	21.....145
8.3	下地	21.....145
8.4	施工	21.....147
8.5	検査	23.....151
9節	内部・外部 床・階段湿式工法	
9.1	適用範囲	23.....152
9.2	使用材料	23.....153
9.3	下地	23.....155
9.4	施工	24.....155
9.5	検査	25.....160
10節	特殊部位の張り石工法	
10.1	適用範囲	25.....161
10.2	上げ裏・アーチなどの張り石	25.....161
10.3	笠木・甲板などの張り石	26.....164
10.4	浴室など常時水の供給のある部位の張り石	27.....166
10.5	隔て板などの取付け	27.....168

11節 テラゾ・擬石の張り石工法

11.1 適用範囲	28	170
11.2 使用材料	28	170
11.3 下地	29	171
11.4 施工	29	171
11.5 検査	29	171

12節 特記

12.1 基本事項	29	172
12.2 特記項目	29	172

付録 試験方法

JASS 9 T 101-2009 石材の曲げ試験方法	177
JASS 9 T 201-2009 だば部の固定耐力試験方法	180
JASS 9 T 202-2009 石先付けプレキャストコンクリート用シアコネクターの固定耐力試験方法	183